

飲酒運転防止対策の強化について

1 背景

- ・ 飲酒運転は誰もがやってはいけない行為であるが、全国で悲惨な事故が多発していることを受けて、改めて飲酒運転の危険性・反社会性が再認識されている。
- ・ このような状況を踏まえ、全市をあげて飲酒運転撲滅に取り組む必要がある。

2 対応策

(1) 市民向けの対応

ア 新たな取組

- 飲酒運転防止のリボンキャンペーンを行う。
- 夜間の市内歓楽街等で飲酒運転防止の啓発活動を行う。
- イベントの会場で飲酒運転防止の啓発活動を行う。
- 中心市街地の駐車場でステッカーを掲示する。
- 安全運転管理者（事業者）を通して啓発活動を行う。

イ 継続的な取組

- 自治会を通して啓発活動を行う。（チラシ回覧）
- 中心市街地における街頭啓発活動を行う。（関係団体との共同事業）
- 広報活動を行う。（ラジオ、LEDビジョン、百貨店館内放送、広報紙等）など

(2) 職員向けの対応

全般的な飲酒運転防止対策

- ・ 所属長を通じて周知徹底する。
- ##### 二日酔い運転防止対策
- ・ 所属長を通じて周知徹底する。
 - ・ 運転従事命令時に健康状態と併せて確認する。

懲戒処分基準の見直し

- ・ 飲酒運転に係る処分基準を厳罰化する。
（施行期日：平成18年12月1日 酒酔い運転は原則免職とする など）
…詳細は裏面別紙

懲戒処分基準に関する新旧対照表

	現行					見直し後				
	事由	種類				事由	種類			
		免職	停職	減給	戒告		免職	停職	減給	戒告
酒酔い運転	人を死亡させた場合					酒酔い運転				
	人に傷害を負わせた場合									
	人に傷害を負わせ、かつ措置義務に違反した場合									
	物の損壊にかかる事故を起こし、その後の措置義務に違反すること									
	酒酔い運転									
酒気帯び運転	人を死亡させた場合					人を死亡させ又は重篤な傷害を負わせた場合				
	人を死亡させ、かつ、措置義務に違反した場合									
	人に傷害を負わせ、かつ、措置義務に違反した場合					人に傷害を負わせ、かつ、措置義務に違反した場合				
	人に傷害を負わせた場合					酒気帯び運転				
	物の損壊にかかる事故を起こし、その後の措置義務に違反すること									
酒気帯び運転										
飲酒運転での同乗者等	酒酔い又は酒気帯び運転の車両にその事実を知りながら同乗すること					酒酔い又は酒気帯び運転の車両にその事実を知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合				